

保護者 様

熊本市立託麻北小学校 小倉 秀俊

教職員と児童生徒の間におけるSNS等を利用した連絡について

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、本市では教育委員会からの通知により、教職員と児童生徒とのSNS等による私的なやり取りは禁止されているところですが、通知後も、本市教職員と児童生徒の間におけるSNS等による私的なやり取りが発覚しており、その中には、業務上のやり取りから私的なやり取りに発展したケースも見られるところです。

よって、業務上必要なやり取りについてもその取扱いを明確化するため、教育委員会において、本市における教職員と児童生徒の間におけるSNS等利用に関する基本方針及び基本方針細則が下記のとおり定められました。

保護者の皆様におかれましては、基本方針及び基本方針細則についてご理解、ご協力いただくとともにお子さまへお伝えいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 基本方針及び基本方針細則 別紙のとおり

2 適用日 令和6年1月1日

令和6年1月1日

教職員と児童生徒の間におけるSNS等利用に関する基本方針

熊本市教育委員会

本市教育委員会は、教職員の適切なSNS等の利用を図るため、次の方針を定める。

- 1 児童生徒とSNS等を用いた私的なメッセージ等のやり取りは行わない。
- 2 児童生徒と業務上メッセージのやり取りを行う場合は、熊本市教育委員会から児童生徒及び教職員に付与されたアプリのアカウント等を使用し、他の教職員が連絡内容を共有できる環境内で行う。
- 3 業務上、やむを得ず児童生徒と1対1で連絡を取る必要がある場合は、管理職の承認及び保護者の同意を得た上で行う。

教職員と児童生徒の間におけるSNS等利用に関する基本方針細則

1 定義

- (1) 基本方針における「SNS等」とは、以下のものをいう。
 - ア ソーシャルネットワーキングサービス（LINE、X（旧Twitter）等）。
 - イ 学校や企業向けに開発されたファイル共有やコミュニケーションのためのサービス（ロイロノート、MetaMoji Classroom、Google Classroom、elgana、Microsoft Teams 等）。
 - ウ 電子メール。
 - エ ア～ウまでの他、インターネットを介して個人間でメッセージの送受信を行うことのできるサービス。
 - オ 電話。
- (2) 基本方針における「アプリのアカウント等」とは、熊本市教育委員会から児童生徒及び教職員に付与されたアカウントやメールアドレスをいう。
- (3) 「メッセージ等」には、写真や画像を含む。

2 業務上メッセージのやり取りを行う場合の連絡について

- (1) 児童生徒と1対1で連絡を取らない。児童生徒との連絡は他の教職員が連絡内容を共有できる環境で行う。
- (2) 「他の教職員が連絡内容を共有できる環境」の具体例。
 - ・ロイロ・ノート⇒授業を作るときに、授業者を2人（授業者＋授業者以外の教職員）にすることで情報共有ができる状態。
 - ・MetaMoji⇒共有ボックスの参加者（授業者＋授業者以外の教職員）を追加した状態。
 - ・iMessage⇒宛先（授業者＋授業者以外の教職員）を入れることで情報共有ができる状態。
 - ・FaceTime⇒宛先（授業者＋授業者以外の教職員）を入れることで情報共有ができる状態。
 - ・Google classroom⇒教師メンバーに（授業者＋授業者以外の教職員）を入れることで情報共有ができる状態。
 - ・Google チャット⇒宛先に（授業者＋授業者以外の教職員）複数のアドレスを指定することで共有可能な状態。
 - ・elgana⇒メンバーに（授業者＋授業者以外の教職員）複数のメンバーを指定することで共有可能な状態。

3 業務上、やむを得ず児童生徒と1対1で連絡を取る必要がある場合は、以下のとおりとする。

- (1) 許可申請書等により、あらかじめ管理職の承認を得るとともに、管理職は定期的に連絡内容を確認すること。保護者の同意は、家庭の状況等に配慮して得ること。
ただし、事故・災害時等において緊急を要する場合は、口頭による管理職への申告により承認を得ることができることとする。
- (2) 児童生徒から意図しない連絡があった場合は、以下のとおり対応する。
 - ア 緊急を要する相談や児童生徒の生命身体に危険が生じている場合等、速やかに返信する必要がある場合は、返信した上で、事後速やかに管理職等へ報告する。
 - イ 緊急を要しない場合は、即座に返信せず、個々の事案に応じて管理職及び主任等に報告し、対応する。